

令和6年3月14日

令和6年能登半島地震新潟県災害支援ナース活動報告会

# 能登半島地震における 新潟県看護協会の対応について

新潟県看護協会  
常務理事 青柳玲子

# 令和6年能登半島地震における被害等の状況について

## 【発生日時、震源地、地震規模】

- ・2024年1月1日 16時10分頃 マグニチュード7.6 最大震度7の揺れを観測
- ・震源地：石川県能登地方

## 【被害状況】

- ・山がちな半島であるといった地理的制約の中、多数の家屋倒壊や土砂崩壊等に伴う交通網の寸断、大規模な火災などの甚大なる被害等が発生
- ・液状化現象による住宅被害(石川・富山・新潟)も深刻である

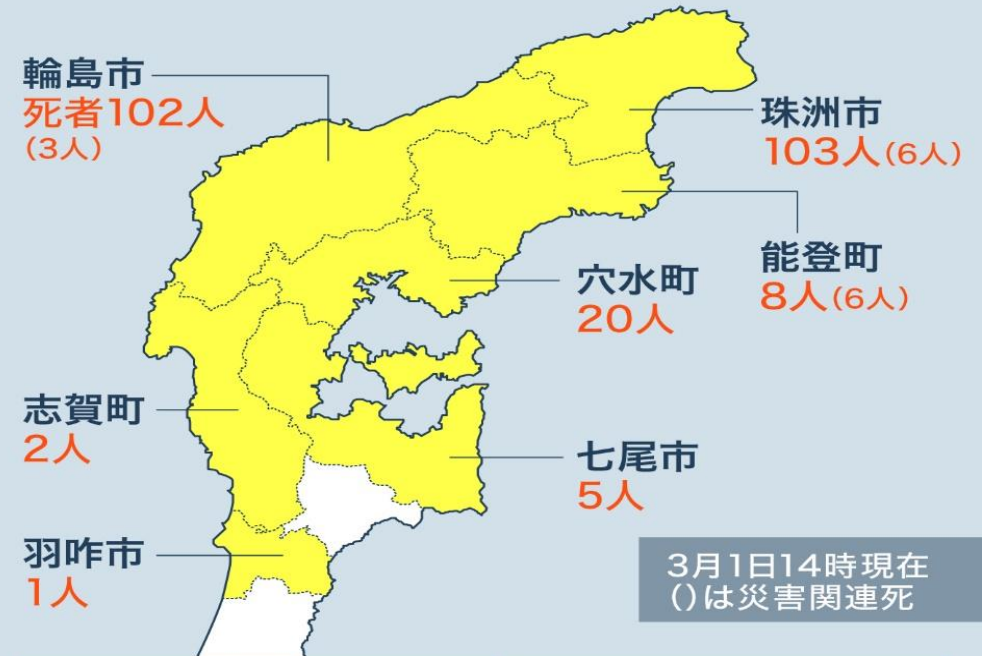
## 【法令措置】

- 1)1月1日 災害救助法の適用(震度5弱以上の17市町)
- 2)1月6日 被災者生活再建支援法の適用(県内全市町)
- 3)1月11日 激甚災害の適用

## 【医療・保健・福祉等に関する専門職の支援活動】

DMAT, JMAT, DPAT, DHEAT, JRAT, JDAT, 保健師, 看護師(災害支援ナース), 薬剤師, DICT(災害時感染制御チーム), DWAT(災害派遣福祉チーム), JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム), 管理栄養士, 介護福祉士, ケアマネジャー

## 令和6年能登半島地震 石川県内の被害



### 人的被害の合計

死者	241人(15人)
安否不明者	7人
負傷者	1188人

### 住家被害の合計

全壊、半壊、一部破損	7万6813棟
------------	---------

出典：石川県(2024年3月制作)

Yahoo!ニュース  
オリジナル

# 令和6年能登半島地震被災地への支援活動 ①

## 【日本看護協会による災害支援ナースの派遣要請の動き】

令和6年1月6日(土) 日本看護協会より、広域災害支援ナース派遣要請の連絡あり

### 《派遣要請の経過と主な内容》

1) 派遣依頼日程：①1月12日～15日、②1月15日～18日、③1月18日～21日、④1月21日～24日

まず近県から対応し、順次、全国に支援に拡大、2名1チームの派遣とし、前泊、後泊も対応

○1月16日：都道府県看護協会 能登半島地震に関する現状報告会（ZOOM）

○1月22日：日本看護協会より、現在派遣している都道府県については当面派遣継続の方針を確認

○1月30日：日本看護協会看護開発部、1月31日：健康危機管理担当常任理事より連絡あり（メールにて）

☞ 輪島市以外の避難所は概ね、2月中旬までに派遣終了となる見込み

☞ 金沢市内の1.5次避難所では2次避難所等での受入れが進まず、当面は災害支援ナース派遣要請を継続

☞ 2月14日以降は人数を減らしつつも、現地への交通の便を考慮し、12都道府県に引き続き派遣調整を依頼

☞ これまで27都道府県看護協会への派遣協力を見直し、新潟県を含む15県は派遣終了となる。

○3月1日：今回の災害支援ナース活動はすべて終了との連絡あり

# 令和6年能登半島地震被災地への支援活動 ②

## 【新潟県看護協会の対応の経過】

- 1月 9日 新潟県看護協会災害対策室の立ち上げ及び県福祉保健部への報告  
新潟県内災害支援ナース登録施設への第1陣派遣依頼一斉配信（117か所）
- 1月10日 災害支援ナース第1陣派遣者の決定及び派遣依頼
- 1月22日 日本看護協会に確認し、現在派遣協力している都道府県については当面継続を依頼するとの方針を受け、本会も1月30日から第2陣 4班の派遣を行うことで決定  
災害支援ナース登録施設（117か所）への第2陣派遣要請の一斉配信を行う。
- 1月23日 第2陣4班の災害支援ナースメンバーの決定及び所属施設への派遣依頼  
※第1陣、第2陣の円滑な派遣に向けて、本会役職員による情報共有及び、  
日本看護協会、派遣者とのタイムリーかつ丁寧な連絡調整を行ってきた。
- 1月30日 日本看護協会より、新潟県を含む15県は派遣終了との連絡を受け、本県の災害支援ナースの派遣は終了とし、災害対策室を閉じる。
- 3月1日 日本看護協会より災害支援ナース活動終了報告の連絡があり、全国における能登半島地震への災害支援ナースの派遣は終了となる。

# 新潟県看護協会で実施した 災害支援ナース派遣に関する業務内容

- 災害支援ナース登録施設への派遣依頼
- 日本看護協会との密接な情報交換、チャットワーク等の有効活用（日看協と派遣者と本会で情報共有）
- 災害支援ナース派遣事前オリエンテーション
- 派遣用物品一式の引き渡し、返却に係る対応
- 災害支援ナース派遣事後オリエンテーション及び報告の受理
- メンタル面、身体面での災害支援ナースへのサポート

# 令和6年能登半島地震被災地への支援活動 ③

## 新潟県看護協会災害支援ナース派遣の概要

### 【第1陣：1月12日～1月24日】

- 派遣先：珠洲市正院小学校
- 前泊・後泊施設：  
金沢市内or周辺の宿泊施設
- 活動中の宿泊：  
現地まで道路事情が悪くかなりの時間を要するため、支援場所である正院小学校の1室を支援者用に開放し活用

	派遣日程	派遣登録施設
第1班	1月11日出発 12日～15日活動 16日帰還	県立新発田病院 県立がんセンター新潟病院 より1名ずつ派遣
第2班	1月14日出発 15日～18日活動 19日帰還	県立燕労災病院 より2名派遣
第3班	1月17日出発 18日～21日活動 22日帰還	県立十日町病院 新潟白根総合病院 より1名ずつ派遣
第4班	1月20日出発 21日～24日活動 25日帰還	済生会新潟病院 厚生連三条総合病院 より1名ずつ派遣

# 令和6年能登半島地震被災地への支援活動 ④

## 【第1陣：避難所 珠洲市正院小学校における主な活動】

### 《体調管理》

- ・ 1日数回の巡視で健康観察（バイタルサインの測定）、有熱者やその他の有症状者への対症療法的な関わりと体調変化の的確な把握、本部との情報共有
- ・ D P A Tによる診察介助、空飛ぶ捜索医療団（P W J）との情報共有・提供

### 《感染症予防・蔓延防止》

- ・ C O V I D陽性者への対応（隔離部屋の設置、移動、テント型パーティションの組み立て設置等）
- ・ アルコールによる手指消毒の徹底の指導
- ・ トイレ環境の整備、うがい場、室内外、共有スペースの清掃

### 《環境整備》 次亜塩素酸による環境整備

- ・ 非難所内散乱ガラスの撤去、屋内外危険個所の確認
- ・ 防災士とダンボールベットの設置

# 令和6年能登半島地震被災地への支援活動 ⑤

## 新潟県看護協会災害支援ナース派遣の概要

### 【第2陣：1月30日～2月11日】

○派遣先：

金沢市 いしかわ総合スポーツセンター

○宿泊施設：前泊、活動中は金沢市内のホテル

○1.5次避難所として、輪島市内の社会福祉施設にいる要配慮者（高齢者、障害のある方、未就学者等）とその同伴者を中心に受け入れ、2,3日の滞在の後、金沢市内の病院、施設等に移動する。

○災害支援ナースは1日あたり30人前後

○活動体制：日勤（8：30～17：00）2名、夜勤（16：30～9：00）2名、必要時遅出（13：00～21：30）を配置

	派遣日程	派遣登録施設
第1班	1月29日 出発 1月30日～2月2日活動 2月2日 帰還	五泉訪問看護ステーション 県立吉田病院 より1名ずつ派遣
第2班	2月1日 出発 2月2日～5日活動 2月5日 帰還	新潟大学医歯学総合病院 佐渡市立両津病院 より1名ずつ派遣
第3班	2月4日 出発 2月5日～8日活動 2月8日 帰還	新潟臨港病院より2名派遣
第4班	2月7日 出発 2月8日～11日活動 2月11日 帰還	新潟大学医歯学総合病院 県立柿崎病院 より1名ずつ派遣



# 令和6年能登半島地震被災地への支援活動 ⑥

## 【第2陣：

### 1. 5次避難所金沢市総合スポーツセンターにおける主な活動】

#### 日勤・夜勤

#### 《体調管理への支援》

- ・ 介護度の高い避難者が多いことから、1日数回巡視による健康観察（バイタルサインの測定、食事・排泄の確認）、有熱者やその他の有症状者への対応、徘徊者・不穏者への付き添い、服薬管理、DVTの予防、転倒者の状態観察等、長引く避難所生活への不安等へのメンタルケア
- ・ DVT予防の看護として災害支援ナースチームの提案で、足浴、フットケア（足の観察・浮腫み予防、保清、爪切り、靴下での保護等）を行う

#### 〔サブアリーナ（DMAT管轄エリア）の対応〕

- ・ 入所避難者のアナムネ聴取・退所時の確認、感染エリア（COVID-19、ノロウイルスの疑い）のバイタル測定・状態観察

# 令和6年能登半島地震被災地への支援活動の総括

## 【日本看護協会】

- ・1月6日～2月29日までの災害支援ナースの派遣  
被災県を除き、27都道府県看護協会より、総計2,982名の派遣

## 【新潟県看護協会】

- ・1月12日～1月24日 4班2名ずつ8名 延べ32人派遣
  - ・1月30日～2月11日 4班2名ずつ8名 延べ32人派遣
- 総計延べ64人の派遣
- ・派遣協力いただいた災害支援ナース登録施設 13施設

# 看護職の倫理綱領における災害時の看護

**16.看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべて人々の生命、健康、生活をまもることに最善をつくす。**

災害は、人々の生命、健康、生活の損失につながり、個人や地域社会、国、さらには地球環境に深刻な影響を及ぼす。看護職は、人々の生命、健康、生活をまもる専門職として災害に対する意識を高め、専門的知識と技術の基づき保健・医療・福祉を提供する。

看護職は、災害から人々の生命、健康、生活をまもるため、平時から政策策定に関与し災害リスクの低減に努め、災害時は、災害の種類や規模被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行う。また、災害時は、資源が乏しく、平常時とは異なる環境下で活動する。看護職は、自身の安全を確保するとともに刻々と変化する状況とニーズに応じた保健・医療・福祉を提供する。

さらに、多種多様な災害支援の担い手とともに各々の機能と能力を最大限に発揮するよう努める。